

## 北京市高級人民法院による知的財産権侵害及び不正競争事件での損害賠償指導意見及び法定賠償に関する審判基準

知的財産権侵害及び不正競争事件を適切に審理し、知的財産権保護の水準を高め、裁判基準を統一し、知的財産権市場価値と協調した損害賠償メカニズムを確立するため、「中華人民共和国著作権法」、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国特許法」、「中華人民共和国反不正競争法」などにに基づき、法律及び最高人民法院の司法解釈に基づき、北京市の裁判実務と結び付け、知的財産権侵害及び不正競争事件及び著作権侵害、商標権及び不正競争事件における損害賠償と法定賠償額の確定において考慮する事項及び裁判基準について、次の通り意見と基準を制定する。

2020年4月23日

北京市高級人民法院知的財産権法廷

### 第一章 基本規定

#### 第二章 文字作品の法定賠償の審判基準(省略)

#### 第三章 音楽作品の法定賠償の審判基準(省略)

#### 第四章 美術作品の法定賠償の審判基準

#### 第五章 撮影作品の法定賠償の審判基準(省略)

#### 第六章 ビデオ類作品、製品の法定賠償の審判基準(省略)

#### 第七章 商標権侵害の法定賠償の審判基準

#### 第八章 不当競争行為の法定賠償の審判基準

付則

<http://bjgy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2020/04/id/5090617.shtml>

<http://bjgy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2020/04/id/5091211.shtml>

## 北京市高級人民法院による知的財産権侵害及び不正競争事件での損害賠償指導意見及び法定賠償に関する裁定基準(仮訳)

### 第一章 基本規定

#### 1. 1【損害賠償の確定原則】

損害賠償の確定には知的財産権市場の価値動向を堅持し、補填の原則を遵守し、主に補償、懲罰を補助とする損害賠償司法認定メカニズムを具現化する。

被告は過失により他人の知的財産権を侵害、或いは不正競争行為を行い、損害を与えた場合、損害賠償責任を負わなければならない。

#### 1. 2【賠償算定方法と手順】

当事者は権利者の実際の損失、侵害者の利益、許諾使用料(ライセンス料、以下同じ)、法定賠償の順に

従い、具体的な賠償算定方法を提供しなければならない。

当事者が後順の賠償算定方法を選択した場合、前順の賠償算定方法で賠償額を確定することが困難と推定できるが、反証がある場合は除く。

当事者は協議により合意した他の合理的な方法で具体的な賠償算定方法を申出ることができる。

#### 1. 3【賠償算定方法の立証】

原告は具体的な賠償額、賠償算定方法を明確にするほか、申出た賠償算定方法に基づき立証しなければならない。被告は原告の主張した賠償額と賠償算定方法を認めない場合、具体的な賠償算定方法を申出て、相応の立証を行うことができる。

当事者は具体的な賠償金額の立証において、賠償額の合理的な期間を立証することもできる。正確な算定

でも、概算であってもよい。

#### 1. 4【賠償算定方法の種類】

同一事件において、当事者は同一の被訴侵害行為に同時に複数の賠償算定方法を申出することも、異なる被訴侵害行為にそれぞれの賠償算定方法を申出することもできる。

#### 1. 5【賠償算定方法が明確でない場合の対応】

原告が賠償額のみを申出て、疎明後も具体的な賠償額算定方法を申出ないばかりか相応の証拠も提供していない場合、立証責任転換の主張は、通常これを支持しない。

上記原告が一審判決と賠償額に不服で上訴した場合、十分な理由と証拠がないとき、二審法院は一審判決で確定した賠償額について、通常これを調整しない。

#### 1. 6【賠償額の説明】

当事者が具体的な賠償算定方法と相応の証拠を提出した場合、判決書では算定方法の合理性と証拠の信頼性を評価し、判決で採用した賠償算定方法を詳細に論述するとともに、それに基づいて賠償額を確定しなければならない。

#### 1. 7【実際の損失と権利侵害利益の確定】

権利者は実際の損失と権利侵害者の利益を確定する場合、証拠規則を運用し、優勢な証拠基準を採用し、知的財産権の市場価値、貢献度などの合理的な要素を考慮しなければならない。

侵害者の利益を確定する場合、通常営業利益に準じる。被告は完全な権利侵害を業としている場合、販売利益に準じる。

原告が確かに自身の企業栄誉(ブランド)を回復する必要があり、ブランドを回復するために実際に支出した合理的な広告費を実際の損失確定のための考慮要素とすることができる。

#### 1. 8【裁量的賠償の適用】

裁量的賠償は法定賠償ではなく、権利者の実際の損失或いは権利侵害者が得た利益の概算に属する。

証拠による立証がある権利者の実際の損失或いは権利侵害者が得た利益は明らかに法定賠償限度額以外であり、事件全体の証拠状況を総合し、法定限度額

以外で賠償額を合理的に確定することができる。

#### 1. 9【合理的な許可使用料】

許可使用料を参照して賠償額を確定する場合、対比する合理的な使用料を下回ってはならない。

合理的な許可使用料を認定する場合、以下に掲げる要素を総合的に考慮することができる：

- (1) 使用許諾契約が実際の履行、領収書、支払証明書などの相応の証拠の存在；
- (2) 使用許諾契約書の登録の有無；
- (3) 使用許諾権利対象、方式、範囲、期間などの要素及び被疑侵害行為との対比の有無；
- (4) 許可使用費が正常事業許可使用料で訴訟、買収、破産、清算などの外部要因の影響の有無；
- (5) 許諾者と被許諾者間に親族関係、投資或いは関連会社などの利害関係の有無；
- (6) その他の要因。

#### 1. 10【法定賠償の適用】

事件の証拠で権利者の実際の損失、侵害者の利益、許諾使用料により確定することが難しく、その他の合理的な方法でも賠償額を確定することが難しい場合、法定賠償を適用することができる。

原告が法定賠償の適用を明確に申立て、被告がこれを認めず、一定の証拠を提供して権利者の実際の損失、権利侵害者の利益、許可使用料などを申出た場合、被告の提供した証拠は賠償額を確定する参考とすることができる。

#### 1. 11【法定賠償の説明】

原告が直接法定賠償方法に基づいて損害賠償を請求する場合、法定賠償を適用する理由及び主張する賠償額に関する要素を説明しなければならない。

#### 1. 12【法定賠償額の確定】

法定賠償額の確定には、裁判基準一致の原則を遵守し、権利、行為、過失、結果、因果関係などの要素を総合的に考慮し、事件での同一や相違点を具体化し、賠償額を合理的に確定しなければならない。

#### 1. 13【懲罰的賠償の適用条件】

懲罰賠償の適用は法律の規定に従わなければならない。

悪意による商標権侵害、商業秘密侵害の行為であり、  
情状が重大である場合、懲罰的賠償を適用する。

「悪意」とは通常直接的な故意であり、「情状が重大である」とは、通常被訴侵害行為により重大な損害があることを指す。

#### 1. 14【懲罰的賠償の適用方法】

懲罰的賠償を適用する場合、当事者の主張に基づかなければならない。但し、通常の場合で当事者は第一審の法廷弁論終結前にその主張を申立てなければならない。

#### 1. 15【懲罰的賠償での「悪意」の認定】

以下に掲げるいずれかがある場合、被告には悪意があると認定することができる：

(1) 被告或いはその持株株主、法定代表者などが判決発効後、同じ権利侵害行為或いは不正競争行為を繰返した或いは手口を変えて行った場合；

(2) 被告或いはその持株株主、法定代表者などが権利者から何度も警告を受けた或いは行政機関による処罰後も引き続き侵害行為或いは不正競争行為を行った場合；

(3) 原告の登録商標を偽造した場合；

(4) 原告の馳名商標の名声にただ乗りし、原告の馳名商標を先取りした場合；

(5) 被告が原告の馳名商標を同一或いは類似の商品に使用した場合；

(6) 原告と被告間に労働、雇用関係、或いは代理、許諾、販売、協力などの関係、或いは交渉したことがあり、被告が明らかに他人の知的財産権の存在を知っていた場合；

(7) 被告に被訴侵害行為を隠蔽、侵害証拠を偽造或いは破壊するなどの行為があった場合；

(8) 被告が仮差止保全を拒否した場合；

(9) その他の事情がある場合。

#### 1. 16【商標権侵害での「重大な情状」の認定】

以下に掲げる状況のいずれかがある場合、商標権侵害での情状は深刻があると認定することができる：

(1) 完全に権利侵害を業としている場合；

(2) 被訴侵害行為の持続時間が長い場合；

(3) 被訴侵害行為の地域の範囲が広い場合；

(4) 侵害での利益額が巨大である場合；

(5) 被訴侵害行為が同時に食品、薬品、医療、衛生、環境保護などの法律法規に違反し、人身の安全、環境資源の破壊、或いは公共の利益を著しく損なうおそれがある場合；

(6) その他の事情がある場合。

#### 1. 17【営業秘密侵害での「重大な情状」の認定】

以下に掲げる状況のいずれかがある場合、営業秘密を侵害していると認定することができる：

(1) 完全に権利侵害を業としている場合；

(2) 被訴侵害行為の持続時間が長い場合；

(3) 被訴侵害行為による営業秘密が一般公衆に周知された場合；

(4) 侵害での利益額が巨大である場合；

(5) 被告は何度も他人の営業秘密を侵害、或いは他人の複数の営業秘密を侵害した場合；

(6) 被訴侵害行為が同時に食品、薬品、医療、衛生、環境保護などの法律法規に違反し、人身の安全、環境資源の破壊、或いは公共の利益を著しく損なうおそれがある場合。

(7) その他の事情がある場合。

#### 1. 18【懲罰賠償の基準】

懲罰的賠償の「基準」には、権利者の実際の損失、権利侵害者の利益及び許諾使用料が含まれる。

原告の合理的な権利維持支出経費は、一般的に算定基準に組み入れない。

#### 1. 19【懲罰賠償の倍数】

懲罰的賠償額は、前項で確定した賠償額を算定基準とし、法定倍数範囲内で情状斟酌し確定する。

懲罰的賠償の「倍数」は、整数でないこともできる。

#### 1. 20【懲罰賠償と行政処罰、刑事罰の関係】

被告が同一の被訴侵害行為が行政罰或いは刑事罰金の処罰を受けたとして、懲罰的賠償の相応の金額の相殺を請求した場合、通常はこれを支持しない。

#### 1. 21【約定賠償の適用】

当事者が法に基づき賠償額或いは賠償算定方法を約定するとともに、訴訟中に当該約束に基づき賠償額

の確定を主張する場合、これを支持しなければならない。

#### 1. 22【合理的支出の確定原則】

合理的な経費額を確定する場合、契約、領収書、支払証明書などの証拠の真実性、関連性、及び相応の経費の合理性、必要性を総合的に考慮しなければならない。

#### 1. 23【合理的支出における弁護士費用の確定】

事件状況が簡単で、訴訟対象が大きなく、権利と義務が明確な事件について、原告が比較的高額の弁護士費用を主張する場合、全額支持するべきではない。

専門性が高く、事件が複雑で、業務量が多い事件について、原告が弁護士費用を時間計算で主張する場合、これを支持することができる。

実際にまだ支出されていないが、契約により必然的に発生する弁護士費用について、弁護士が既に相応の労働を費やしており、支払条件に合致している場合、これを支持することができる。

#### 1. 24【事件関連の合理的な支出】

関連事件において、原告が被訴侵害行為を制止するために共同支出した合理的な費用について、その他の事件で既に賠償を受けた場合、再度重複して算定しない。

#### 1. 25【精神的損害賠償の適用】

著作者人格権及び出演者人格権を侵害する情状が深刻であり、権利侵害の停止、影響の除去、謝罪の適用でも原告の精神的損害の慰謝に不足の場合、精神的損害に対する慰謝料の支払いを命じなければならない。精神的損害慰謝料は通常5000元を下回らず、10万円を超えない。

#### 1. 26【立証妨害の適用範囲】

知的財産権侵害及び不正競争事件において、立証妨害の関連規定で立証責任の配分を適用し、賠償額を確定することができる。

#### 1. 27【立証妨害の適用条件】

権利者の損失の確定が難しく、原告が侵害者の得た利益についての初歩的な証拠を提供し、被訴侵害行為に関連する帳簿、資料が主に被告に掌握されている場合、被告に被訴侵害行為に関連する帳簿、資料を提供

するよう命じることができる。被告が正当な理由なく提供を拒否する場合、原告の主張と提供した証拠に基づいて賠償額を認定することができる。

#### 1. 28【立証妨害の解釈と結果】

被告に帳簿、資料の提供を命じる場合、その提供を拒否或いは虚偽の帳簿、資料を提供したことによる法律上の悪い結果を説明しなければならない。

被告が一審訴訟中に正当な理由なく提供を拒否或いは虚偽の帳簿、資料を提供し、二審訴訟中に相応の証拠を提出し、一審判決の法に基づく事実認定を覆すために使用した場合、これを信用しない。

#### 1. 29【賠償証拠の保全】

賠償額に関連する証拠が滅失或いは後日取得が難しい場合、当事者は法に基づき証拠保全申請を提出することができる。

相応の資格を有する金融機関が担保書或いは独立保証形式で証拠保全の担保を提供する場合、通常はこれを許可しなければならない。

#### 1. 30【賠償証拠の秘密保持】

当事者が提出した賠償額に関連する証拠に国家秘密、営業秘密或いは法律が規定する秘密保持すべき状況が含まれる場合、相手方当事者及びその訴訟代理人に機密保持を命じるよう請求することができる。

審査を経て秘密保持が必要な場合、相手方当事者及びその訴訟代理人に秘密保持契約書に署名するとともに、質疑の範囲と方法を制限する適切な措置を講じるよう命じることができる。

## 第二章 文字作品の法定賠償の審判基準

(省略)

#### 2. 1【一般的考慮要素】

法定賠償を適用し著作物の補償額を決定する場合、通常、係争文学作品の独創性、創作コスト、作品或いは作者の知名度、作品の潜在的市場価値、関連する権利を取得するための合理的なコスト、許可使用料、及び侵害の状況、被告の主観的な過失、及びその他の要因を考慮することができる。

法定賠償を適用しその他の種別の作品の賠償額を通常考慮する要素は、上記の条項を参照することがで

きる。

2. 2【特別考量要素】
2. 3【許諾使用を参照した基本的賠償基準】
2. 4【業界の利益率を参照した基本的賠償基準 1】
2. 5【業界の利益率を参照した基本的賠償基準 2】
2. 6【最低侵害複製品部数を参照した基準】
2. 7【オンライン配布数量を参照した基本補償基準】
2. 8【報酬を参照した基本的賠償基準】
2. 9【その他の基本的賠償基準】
2. 10【同時ダウンロード或いはオンライン聴取参酌基準】
2. 11【広告使用参酌基準】
2. 12【映像の使用参酌基準】
2. 13【知名度参酌基準】
2. 14【重大な侵害参酌基準】
2. 15【参酌状況の累積算定】
2. 16【その他の情況】

### 第三章 音楽作品の法定賠償の審判基準

(省略)

3. 1【特別考慮要素】

一般的な考慮要素のほか、音楽作品の法定賠償で考慮できる特別な要素には、音楽作品の種類、音楽作品の長さ、及び音楽作品が著作権団体管理組織による管理が含まれる。
3. 2【複製、配布、及びオンライン再生の基本的賠償基準】
3. 3【同時再生とダウンロードの参酌基準】
3. 4【公開ライブパフォーマンスの基本的賠償基準】
3. 5【事業所内でのBGMの基本的賠償基準】
3. 6【ラジオ放送音楽作品の基本的賠償基準】
3. 7【生放送の基本的賠償基準】
3. 8【広告使用での参酌基準】
3. 9【知名度の参酌基準】
3. 10【重大な侵害参酌基準】
3. 11【減額する情況】

### 第四章 美術作品の法定賠償の審判基準

4. 1【特別考量要因】

一般的な考慮要因のほか、美術作品の法定賠償で特別に考慮する要因には美術作品の種類、権利侵害

商品における美術作品の貢献度などが含まれる。

4. 2【複製・発行数量を参照した基本的賠償基準】

被告が許可なく係争美術作品を複製、発行した場合、係争美術作品の真正品の定価に侵害複製品の数を乗じ、更に係争美術作品の占有紙面、位置、使用回数、貢献度などの要素を乗じて情状を考慮した比率を算定し、賠償額を確定することができる。
4. 3【複製、発行、上映、オンライン伝播の基本的賠償基準】

被告が許可なく係争美術作品を複製、発行、上映、情報ネットワークを通じて伝播し、その他の参考要素がない場合、美術作品ごとの賠償額は通常 800 元から 3000 元である。
4. 4【展覧会の基本的賠償基準】

被告が許可なく係争美術作品の原本或いは複製品を公開陳列した場合、陳列場所の規模、陳列場所の性質、チケットの請求の有無及びチケット価格、具体的な展示方法と期間などの要素に基づき、前述 4.3 条に規定される基本的賠償基準に照らして、情状を考慮して賠償額を確定することができる。
4. 5【映像の使用した参酌基準】

被告が許可なく係争美術作品をアニメ、或いは係争美術作品を映画・テレビドラマの主要なツール、ネットゲームの要素に使用した場合、前述 4.3 条に規定される基本的賠償基準に照らし、情状を考慮して 1~20 倍の賠償額に引上げ確定することができる。
4. 6【広告使用参酌基準】

被告が許可なく係争美術作品を新聞広告、平面印刷広告宣伝品、戸外広告、店先広告、テレビ広告、宣伝映画、ネット広告などに使用した場合、前述 4.3 条に規定される基本的賠償基準に照らし、情状を考慮して 1~5 倍の賠償額に確定することができる。
- 4.7【その他の事業使用参酌基準】

以下に掲げる情況のいずれかがあり、許可なく係争美術作品を事業に使用している場合、前述 4.3 条に規定される基本的賠償基準に照らし、情状を考慮して 1~10 倍の賠償額に引上げることができる。

  - (1) 係争美術作品から商品に作成する;

- (2) 係争美術作品を企業の標識に使用する;
- (3) 係争美術作品を商品の包装、装飾にする;
- (4) その他の状況がある場合。

#### 4. 8【知名度参酌基準】

係争美術作品は国際的に或いは国内で有名な賞の受賞、競売の高額価格成約、高い周知レベルなどの状況がある場合、前述 4.3 条に規定される基本的賠償基準に照らし、情状を考慮して 1~5 倍の賠償額に引き上げ確定することができる。

#### 4. 9【重大な侵害情状参酌基準】

以下に掲げる状況のいずれかがあり、権利侵害の情状が重大である場合、前述 4.3 に規定される基本的賠償基準に照らし情状を酌量して 1~5 倍まで引上げて賠償額を確定することができる。

(1) 専門画像類ウェブサイト、クライアントアプリ或いはパブリック番号などを通じ、大量な権利侵害美術作品を公衆のダウンロード用に掲載されている場合;

- (2) 係争美術作品の突出した使用の場合;
- (3) 侵害商品の販売数量が大きい場合;
- (4) 被訴侵害作品の影響が大きい場合;
- (5) その他の状況がある場合。

#### 4. 10【減額する状況】

以下に掲げるいずれかがある場合、前述 4.3 条に規定される基本的賠償基準に照らし、情状を考慮して賠償額を減額することができる:

- (1) 係争美術作品はシリーズ作品であり、各作品の間には細部だけに差異がある;
- (2) その他の状況がある場合。

### 第五章 撮影作品の法定賠償の審判基準

(省略)

#### 5. 1【特別考量要素】

一般的な考慮要素のほか、撮影作品の法定賠償には特別考慮要素として、撮影作品の撮影難易度、撮影作品の鮮明度(フォーマット、サイズ)、後期制作コスト、被訴侵害作品の鮮明度、侵害商品での撮影作品の貢献度などを含まれる。

#### 5. 2【複製・発行数量を参照した基本的賠償基準】

#### 5. 3【複製、発行、上映、オンライン伝播の基本的賠償

基準】

#### 5. 4【VR パノラマ撮影作品の参酌基準】

#### 5. 5【スポーツ大会等の大型イベント現場撮影作品の参酌基準】

#### 5. 6【減額する状況】

#### 5. 7【参照の適用】

### 第六章 AV 類作品、製品の法定賠償の審判基準(省略)

#### 6. 1【動画の範囲】

この章で規定される AV 類の作品と製品には、ビデオ(マイクロビデオ)、ドラマ、アニメ、ドキュメンタリー、ショートビデオ、MTV、バラエティ番組のビデオ、スポーツ競技番組のビデオ、連続的なゲーム画面などを含む。

#### 6. 2【特別考量要素】

#### 6. 3【放送・上映の基本的賠償基準】

#### 6. 4【オンライン再生料金を参照した基本的賠償基準】

#### 6. 5【オンライン放送の基本的賠償基準】

#### 6. 6【放送とダウンロードを同時に提供の参酌基準】

#### 6. 7【ネットカフェ放送の基本的賠償基準】

#### 6. 8【VOD 再生の基本的賠償基準】

#### 6. 9【カラオケ経営者の考慮要素】

#### 6. 10【カラオケ経営者の基本的賠償基準】

#### 6. 11【セグメント分割の基本的賠償基準】

#### 6. 12【知名度の参酌基準】

#### 6. 13【重大な権利侵害状況の参酌基準】

#### 6. 14【減額する状況】

### 第七章 商標権侵害の法定賠償の審判基準

#### 7. 1【考慮要素】

法定賠償を適用して商標権侵害行為の賠償額を確定する場合、係争商標の顕著性、知名度、名声、商標権者の商品単価と利益、被訴侵害商品の単価と利益、被告の種類、事業方式、事業規模、侵害情状、主観的悪意などの要素を総合的に考慮することができる。

#### 7.2【考量証拠】

原告が法定賠償の主張時に提出した以下に掲げる証拠は、明らかに常識に合わない或いは反証がある場合を除き、これを信用することができる:

- (1) 被告が公然と開示した販売数量、売上高、利益な

ど;

(2) 第三者プラットフォームで表示されている被訴侵害製品の販売数量、売上高、利益など;

(3) 国家行政主管部門、業界協会、中立機構が発表した統計報告或いは業界報告による業界平均販売数、売上高、利益など;

(4) 被告と比較可能な第三者の販売数量、売上高、取引価格、利益など;

(5) 業界慣例に適合する平均価格;

(6) その他の証拠。

上記第(1)(2)項の証拠について、被告が単に宣伝或いは刷単(訳者注: ネット用語、架空売上)、刷量(訳者注: ネット用語、架空ダウンロード数)の誇張と否認した場合、通常これを支持しない。

#### 7. 3【製造業者の基本的賠償基準】

被訴侵害品の製造者を被告とする場合、侵害品の販売価格、被告の生産規模、商標許諾使用料、商品利益率などの要素に基づき、情状を参酌して賠償額を確定することができるが、賠償額は通常 20 万円を下回らない。

#### 7. 4【オフライン販売直接侵害の基本的賠償基準】

被訴侵害品のオフライン販売店を被告とする場合、その他の参考要素がない場合、賠償額は通常 2000 元から 3 万元とする。

#### 7. 5【オンライン販売直接侵害の基本的賠償基準】

被訴侵害品のオンライン販売店を被告とする場合、7. 4 条の規定を参照し、情状を参酌して賠償額を確定することができる。

#### 7. 6【販売店の直接権利侵害の参酌基準】

以下に掲げる状況のいずれかがある場合、上記販売店の基本的賠償基準に照らし、情状を参酌し 1~5 倍まで引上げて賠償額を確定することができる:

(1) 被訴侵害品の販売数量、ユーザーのコメント数が比較的多い;

(2) オフラインの事業規模が比較的大きい;

(3) 事業場所が繁華街にある;

(4) オンライン店舗の注目度、所蔵量、店舗会員数が比較的大きい;

(5) 係争商標を使用する商品価格が比較的高い;

(6) その他の状況。

#### 7. 7【権利侵害幫助の賠償基準】

被告がスーパーマーケット、デパート、市場或いは電子商取引プラットフォームなどの単なる事業者であるとともに、前記主体は権利侵害の幫助を構成すると調べにより明らかになった場合、上記の賠償基準に照らし、その主観的過失の程度を見て、情状を参酌し賠償額を確定することができる。

#### 7. 8【知名度の参酌基準】

係争商標の知名度が比較的高い或いは商標権者の知名度が比較的高い場合、上記の基本的賠償基準に照らし、情状を参酌し 1~5 倍まで引上げて賠償額を確定することができる。

係争商標が被訴侵害行為の発生及び持続期間に馳名商標である場合、前述の基本的賠償基準に照らし、情状を参酌し 5~10 倍まで引上げて賠償額を確定することができる。

#### 7. 9【重大な権利侵害情状での参酌追加基準】

以下に掲げるいずれかがある状況の場合、重大な権利侵害情状に属し、前述の基本的賠償基準に照らし、情状を参酌し 1~5 倍まで引上げて賠償額を確定することができる。

(1) 被訴侵害行為の持続時間が比較的に長い;

(2) 被訴侵害行為は地域範囲が比較的に広範囲に及んでいる;

(3) 権利侵害での利益額が比較的に大きい;

(4) その他の状況。

#### 7. 10【大量権利行使の減額状況】

原告が同一の商標に基づき、異なる販売店をそれぞれ提訴し、事件数が比較的多いものの合計賠償額が明らかに不合理である場合、或いは製造業者を明らかに知りながら不起訴にするなど不合理な状況がある場合、上記の基本的賠償基準の下限の 60%から 70%に照らして賠償額を確定する。

#### 7.11【その他の減額状況】

上記の規定に照らして算定した賠償額は、明らかに不合理で係争商標の市場価値を上回るなどの状況が

ある場合、事件の具体的な状況に基づき、前述の基本的賠償基準に照らし、情状を参酌して賠償額を減額することができる。

## 第八章 不当競争行為の法定賠償の審判基準

### 8. 1【適用範囲】

不正競争法に規定される具体的な不正競争行為及び原則条項に違反する不正競争行為に対して賠償額を確定する場合、事業者の実際の損失、権利侵害者の得た利益がいずれも確定が難しい場合は、法定賠償を適用することができる。

### 8. 2【考慮要素】

法定賠償を適用し不正競争行為の賠償額を確定する場合、以下に掲げる要素を総合的に考慮することができる：

(1) 不正競争行為が原告の実際の損失に及ぼした影響；

(2) 原告が不正競争行為によりもたらされた投資収益及び取引機会の減少或いは喪失、優位な競争の低下、顧客の流失、市場シェアの低下及びビジネス信用の低下；

(3) 被告が得た可能性のある利益或いはその他の潜在的利益；

(4) 業界の特徴、ビジネスモデル；

(5) その他の要因。

### 8. 3【偽造行為の基本賠償基準】

被告の不正競争法第6条に規定される行為には賠償額は通常10万元を下回らない。

### 8.4【複数の「偽造」行為の算定】

同一事件において、被告が複数の「偽造」行為を行い、異なる損害の結果がもたらされた場合、賠償額はそれぞれ算定しなければならない。

### 8. 5【「偽造」商品の販売の賠償参考】

被訴侵害行為が不正競争法第6条の規定に違反し、被告が販売店である場合、第七章の販売店に関する規定を参考に、情状を参酌して賠償額を確定することができる。

前記被告が合法的な出所により抗弁し、抗弁が成立する場合、損害賠償の責任を負わないものとする。

### 8. 6【営業秘密侵害賠償の考慮要素】

法定賠償を適用して営業秘密侵害の賠償額を確定する場合、営業秘密の市場価値、すなわち営業秘密の種類、研究開発コスト、イノベーションレベルの高低、優位な競争を維持できる期間、譲渡費、許可使用料など実際の収益或いは予想収益、被訴侵害行為の性質、継続期間、範囲及びその結果などの要素を総合的に考慮することができる。

### 8. 7【複数の営業秘密侵害の算定】

同一事件において、被告が原告の複数の営業秘密を侵害した場合、賠償額はそれぞれ算定しなければならない。

### 8. 8【営業秘密侵害品販売の免責】

被告が営業秘密侵害品であることを知らずに販売し、当該商品を自ら合法的に入手しかつ提供者を説明する立証ができる場合、通常販売停止の責任のみ負い、損害賠償の責任を負わないものとする。

### 8. 9【ビジネスの誹謗中傷の基本的賠償基準】

被告が行ったビジネス中傷行為には、賠償額は通常1万元を下回らないものとする。

### 8. 10【ネット不正競争行為での賠償の考慮要素】

被告は主に技術的手段を利用し、ネットを通じて被訴侵害行為を行った場合、流量損失参酌を参考に賠償額を確定することができる。流量損失とは、原告の流量減少による利益の損失、広告クリック数の減少による利益の損失、会員費の損失、流量基礎データと製品データの販売許可の損失、流量の現金化能力の低下などの要素に基づいて確定することができる。

### 付則

本意見は、翌日から施行され、『北京市高級人民法院の著作権侵害損害賠償責任の確定に関する指導意見』（京高法発[2005]12号）は同時に廃止、北京市高級人民法院が以前発表したその他の関連規定で本意見と一致しない場合、本意見を基準とする。

注：上記翻訳は参考までの仮訳であり当方は責任を負うものではありません、原文でのご確認をお願いします。